

【物品競争入札参加資格審査申請書の提出要領】

五島市が発注する物品の製造請負、買入、修繕及び借入に係る競争入札に参加を希望する方は、資格審査申請書及び添付書類一式を提出してください。

1 申請者の資格要件 下記（１）～（３）をすべて満たすもの

（１）地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しない者

（２）五島市の市税を滞納していない者

（※五島市内に、本店（本社）、支店（支社）又は営業所等を有する場合のみ。）

（３）消費税及び地方消費税を滞納していない者

2 受付期間等

（１）期 間 令和４年８月１日～令和４年８月３１日（ただし、閉庁日は除く。）

（２）時 間 午前８時３０分～午後５時１５分

（正午から午後１時までと火曜日の午前を除く。）

3 提出書類

① 物品競争入札参加資格審査申請書一式

② 添付書類 ※該当するもの【添付書類】参照

③ 提出書類チェックリスト

4 提出方法

原則郵送（令和４年８月３１日の消印まで有効）、電子メール又は持参でも可。

※書類に不備がある場合、受付期間後の受付はできません。

5 提出場所及び問い合わせ先

〒８５３－８５０１ 長崎県五島市福江町１番１号

五島市役所 総務企画部財政課 契約管財班 (☎０９５９－７２－６１７３)

(✉zaisei.nyu@city.goto.lg.jp)

6 入札参加資格の有効期間

令和４年１０月１日から令和７年３月３１日まで（２年６か月間）

7 提出の際のお願い

○「提出書類チェックリスト」（市様式）で確認ください。（※必須）

※チェックリストは申請書類と一緒に提出ください。

○申請書類等の左端２ヶ所をホチキス止めし、提出ください。

※申請書の後ろに「添付書類」を順番に並べて、ホチキス止めにしてください。

○申請書、証明書の写しなどは極力厚くならないように両面印刷を活用ください。

○受付確認が必要な方は、あて先を明記した返信用封筒（切手貼付）またはハガキを同封ください。

《物品競争入札参加資格審査申請書の記入について》

【申請書一式】

1 物品競争入札参加資格審査申請書

- (1) 申請年月日は、申請書の提出日を記入してください。※郵送の場合、郵送日を記入。
- (2) 申請人の欄には、法人の場合は本社名、個人の場合は経営者名を記入ください。
申請人の出先の欄は、委任しようとする場合のみ支店、営業所等を記入ください。

2 登録希望品目一覧表

登録を希望するものについて、取扱品目へ「○」を記入ください。

※記載のないもので登録を希望する品目は、空欄へ追記をお願いします。

※「取扱品目」は、指名の際に参考にしますので、必ず「○」を記入ください。

(記入例)

【登録希望品目一覧表】※下記「○」をつけた品目について登録を希望します。

(※下記に記載のないもので、登録を希望する品目は空欄に**朱書き**で追記ください)

業種番号・業種		取扱品目(○をつけてください)				提出書類(★)	
1	車両類	<input type="checkbox"/>	普通自動車		救急車	<input type="checkbox"/>	自動二輪車
		<input type="checkbox"/>	軽自動車		軽トラック		消防自動車
		<input type="checkbox"/>	自転車		トラック		消防ポンプ積載車
			福祉車両		バス		塵芥収集車
		<input type="checkbox"/>	××× (追加する物品)				
2	各種車両部品		各種部品		バッテリー		ナンバープレート

3 営業実態報告書

- (1) 報告書の基準日は、令和4年8月1日とします。
- (2) 従業員数(派遣社員・常勤役員は含まない)の五島市常駐勤務従業員数は、市外の本店又は他営業所等との兼任者は該当しません。
- (3) 車両台数(リースを含む)の五島市配置台数には支店、営業所等で五島市に配置している台数を記入してください。
- (4) 機械設備等参考事項には機械名、数等は、できるだけ詳しく記入してください。

4 支店等常駐職員一覧表【※五島市の支店・営業所のみ該当】

添付書類として、指定常駐勤務を証明できる書類(健康保険被保険者証(※社会保険に限る。))の写し又は雇用保険資格取得等確認通知書等の提出をお願いします。

提出できない場合は、雇用契約書など雇用が確認できる書類をお願いします。

※常駐とは、1週間の所定労働時間が20時間以上であること。

5 委任状

- (1) 支店、出張所、営業所等に権限を委任する場合は、必ず提出ください。
- (2) 委任年月日は、令和4年8月1日から同年8月31日の間の委任日を記入ください。
- (3) 委任事項を抹消または訂正した場合は、その箇所に委任者の印を押してください。

(4) 委任期間は、令和4年10月1日から令和7年3月31日までの間で、委任者が委任する期間とします。

6 使用印鑑届

(1) 使用印鑑は、入札書、見積書、請求書等に使用する印鑑を定めてください。

必ずしも実印による必要はありませんが、指輪印など変形しやすいもの、欠けているもの、すり減っているものは使用しないでください。

※会社印だけの登録は受付できません。必ず、代表者の印鑑を登録ください。

※届出した印鑑を使用せず、他の印鑑を使用している業者が見受けられるので、注意ください。

(2) 届出日は令和4年8月1日から令和4年8月31日の間の届出日を記入ください。

(3) 取引金融機関、口座名義人、種別、口座番号を必ず記入ください。

電算処理を行うため、フリガナは必ず記入してください。

7 誓約書

(1) 熟読のうえ申請人(本社、本店)が記入ください。違反した場合は、指名の取消し、または停止する場合があります。

(2) 誓約書の年月日は、令和4年8月1日から令和4年8月31日の間の日を記入してください。

8 暴力団排除に関する誓約書および役員名簿

「誓約書」「役員等名簿」の提出ください。役員等名簿に記載する者は、法人の場合は代表者を含む役員全員（登記簿に載ってる者で外部監査役等も含む）とし、個人の場合は代表者を対象者とします。※住所は地番まで記入ください。

※「役員等名簿」の未提出が多くあります。忘れずに提出ください。

9 入札保証金免除申請書（市指定様式）

提出がない場合は、入札の際「入札保証金」が必要になります。

※入札見積金額（税込）の5／100以上の額を、入札会場にて納付いただきます。

10 系列会社に関する届出書（市指定様式）

該当がない場合も「無」で提出が必要です。

【添付書類】（※すべて写し可）

- | | |
|--|---------------------|
| (1) 五島市税の滞納のない証明 | 1通（五島市税務課発行） |
| ※ <u>五島市内に、本店（本社）、支店（支社）又は営業所等を有する場合のみ。</u> | |
| (2) 「消費税及び地方消費税」について未納のない証明 | 1通（税務署発行） |
| ※ <u>納税証明書 法人用（税務署：様式その3の3）、個人用（税務署：様式その3の2）</u> | |
| (3) 履歴事項全部証明書（登記事項証明）（法人の場合のみ） | 1通（法務局発行） |
| (4) 申請人の身分証明書（個人の場合のみ） | 1通（本籍地の市町村発行） |
| (5) 印鑑登録証明書 | 法人の場合 1通（法務局発行） |
| | 個人の場合 1通（居住地の市町村発行） |
| (6) 業種による提出書類（別表1で該当する場合） | |
| ※（1）～（5）については、申請日から遡って3カ月以内に発行したものを添付してください。 | |

(補足) (1) …五島市税の未納がないことの証明書(滞納のない証明書) は以下のとおりに提出をお願いします。

【法人】市内本店…市税の滞納のない証明書
市内支店等：市税の滞納のない証明書及び五島市の法人税納税証明書

【個人】市税の滞納のない証明書

※(1)の証明書は、五島市税務課にて発行しています。

【注意事項】

(1) 物品競争入札参加資格審査申請書の作成にあたっては間違いのないように注意し、申請書の各項目は該当のない場合を除きすべて記入ください。

※特に申請年月日、委任状の委任期間、電話番号等は漏れなく記入ください。

(2) 法人格を有する業者の入札指名等について、全部事項証明書と登録希望品目に明らかな隔たりがある場合は、原則選定業者としません。ただし、指名業者が少ないような場合は、選定業者として指名します。

※経過措置期間として、令和4年8月申請受付期間に全部事項証明書の提出が間に合わない場合は、令和5年3月までは変更後全部事項証明書の随時受付を行い、希望品目と合致したものは、選定業者として指名します。

(3) 該当する品目に登録業者が多く、入札頻度の高い入札に関しては、受注機会の均等化・拡大の点から複数に分けて業者選定し、入札を執り行います。

(4) 申請書等の内容(代表者・受任者、住所、電話番号など)に変更があった場合は、些細な事項にかかわらず、必ず変更届を提出ください。

【資格の決定】

資格の決定通知については、各業者へ個別に行いませんので、五島市ホームページ

「入札・契約情報」の物品登録業者名簿でご確認ください。(10月中旬頃に掲載予定。)

【申請書の内容に変更があった場合】

申請書を提出後に内容の変更があった場合は、「別表2 申請内容に変更があった場合の提出書類」に該当する書類を提出してください。

なお、役員等名簿については記載内容に変更があっても提出不要ですが、こちらから提出を求めることがあります。

【ご注意ください！！】

※ 納税状況の確認について（毎年1回）

資格登録期間は2年6か月間になり、2年目は更新期間となっています。

更新期間に更新を行わないと、登録資格は有効ですが、入札及び契約保証金は免除されない場合があります。

1年目（新規登録）：令和4年8月1日～8月31日（土・日・祝祭日を除く）

2年目（更新期間）：令和5年8月1日～8月31日（土・日・祝祭日を除く）

次回の新規登録は、令和6年12月を予定しています。

※なお、次回の新規登録・更新手続きについても、個別に通知いたしません。

更新手続きは令和5年7月下旬頃に五島市ホームページでお知らせしますので、ご確認ください。

【別表 1】

○業種による提出書類一覧表

業種番号	業種別	提出書類の名称	許認可等機関
13	医療機器	高度管理医療機器等販売業許可証	都道府県知事
		管理医療機器販売業届出済証 (高度管理医療機器等販売業許可証があれば不要)	
14	薬品	医薬品販売業許可証	都道府県知事
		農薬販売届	
		毒物劇物販売業登録票	
22	印刷	印刷機械設備及び取扱調査票(市様式)	
26	日用品・食品・植物	食品販売業届出書、営業許可証	保健所
31	燃料	石油製品販売業(開始)届出書	九州経済産業局長
		揮発油販売業者登録通知書	
		液化石油ガス販売事業登録証	都道府県知事
		高圧ガス販売事業届出書	
42	看板、掲示板、樹脂加工	屋外広告業者登録証	長崎県知事
44	廃品回収	各登録希望業務に関する必要な登録・許可証 ※鉄くず…古物商許可書	
46	業務委託	各登録希望業務に関する必要な登録・許可証 ※漂着ごみ回収…建設業の許可証(土木工事)	
47	その他	※電力…電気事業法第3条第1項の規定に基づく一般電気事業者としての許可を受けていること又は同法第16条の2第1項の規定に基づく特定規模電気事業者としての届け出を行っていることを証する書類	

※登録期間中に許認可等の有効期間が過ぎた場合は、更新したものをその都度提出ください。

【別表 2】

○申請書の内容に変更があった場合の提出書類

変更内容		提出書類			
		変更届	委任状	使用印鑑届	登記簿謄本
本社・本店	社(店)名	○	○		○
	代表者	○	○		○
	所在地	○			○
	使用印鑑	○		○	
	電話・FAX番号	○			
委任先	受任者	○	○		
	所在地	○			
	使用印鑑	○		○	
	電話・FAX番号	○			